

官報

号外 昭和六十三年四月十五日

○第百十二回 衆議院会議録 第十六号

昭和六十三年四月十五日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和六十三年四月十五日

午後二時開議

第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

葉梨信行君から、四月二十日から二十八日まで九日間、北川石松君から、四月二十二日から五月二日まで十一日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(原健三郎君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長塚原俊平君。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塚原俊平君登壇〕

○塚原俊平君 たいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、放送法の一部改正については、第一に、郵政大臣は、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとする、

第二に、テレビジョン放送については、放送番組の相互の調和を保つようにならなければならないこととする、

第三に、日本放送協会について、その目的に国際放送を行うことを明らかにするとともに、協会の業務を見直しすることとし、また、理事及び監事の任期を二年とすること、

第四に、有料放送を行う一般放送事業者は、料金等について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする、

次に、電波法の一部改正については、放送局の免許の申請及び有効期間について改正しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託され、三月二十四日中山郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日及び十四日質疑を行い、昨十四日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は

昭和六十三年四月十五日 衆議院會議録第十六号

国民健康保険法の一部を改正する法律案 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

六一八

賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長稲垣実男君。

国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲垣実男君登壇〕

○稲垣実男君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、厚生大臣が指定する医療給付費等が著しく多額となると見込まれる市町村に安定化計画を作成させ、その計画の達成のために、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における保険財政の基盤の安定のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、指定市町村は、安定化計画を定めるとともに、他の保険者等と連携を図りつつ、安定化計画に従い、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講ずること、

第二に、安定化計画の実施状況を踏まえ、指定市町村の給付費等が特別の事情を勘案してもなお年齢構成等をもとに定める基準を超える場合、その超える給付費等の一定部分について、国、都道府県及び市町村はそれぞれ六分の一ずつ負担すること、

第三に、昭和六十三年度及び昭和六十四年度において、市町村は、保険料の軽減相当額を基礎として算定した額を一般会計から繰り入れることとし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担するとともに、国民健康保険団体連合会に対し、国及び都道府県は、高額医療費共同事業に要する費用の一部を補助することができると、

第四に、被保険者資格証明書の交付を受けている場合の療養について、社会保険診療の扱いとすること、その他老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率を調整する等所要の改正を行うこととあります。

本案は、去る三月二十二日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日付託となり、三月二十四日に藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、

三月三十一日質疑に入り、四月五日に参考人から意見を聴取し、四月十三日に地方行政委員会と連合審査会を行い、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日について修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長中村靖君。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中村靖君登壇〕

○中村靖君 ただいま議題となりました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、児童生徒急増地域にある公立小中学校の校舎の新・増築費について国の負担割合を三分の二とする特例措置を引き続き昭和六十七年度まで継続しようとするものであります。

ただし、国の特例的補助率かさ上げについては、昭和六十三年度までの暫定措置として補助率の引き下げが行われていることを考慮し、昭和六十三年度にあつては十分の五・五としております。

本案は、去る二月三日本委員会に付託され、四月一日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十三日及び本十五日の両日質疑を行い、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党北川正恭君外一名から、本案の施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、

また、日本共産党・革新共同の山原健二郎君外一名から、国の負担割合の特例措置の完全実施を内容とする修正案が提出されました。

なお、山原健二郎君外一名提出の修正案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、中島文部大臣から、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、山原健二郎君外一名提出の修正案は賛成少数をもって否決し、北川正恭君外一名提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席國務大臣

- 文部大臣 中島源太郎君
- 厚生大臣 藤本 孝雄君

- 農林水産大臣 佐藤 隆君
- 郵政大臣 中山 正暉君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、昨十四日、原議長は、竹下内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、昨十四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十四日議長において承認した藤森昭一を、同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日

宮内庁次長 山本 悟 侍従長 昭三・四・三 (常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- | 辞任 | 補欠 |
|--------|--------|
| 宮里 松正君 | 中山 成彬君 |
| 大出 俊君 | 上原 康助君 |

大蔵委員

中山 成彬君

上原 康助君

宮里 松正君

大出 俊君

早川 勝君

伊藤 忠治君

早川 勝君

伊藤 忠治君

古賀 正浩君

綿貫 民輔君

大野 明君

北村 直人君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

伊藤 忠治君

大原 亨君

井出 正一君

北村 直人君

谷垣 禎一君

奥野 一雄君

金子 みつ君

石渡 照久君

海部 俊樹君

佐藤 信二君

中山 太郎君

綿貫 民輔君

大野 明君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

宮崎 茂一君

近藤 鉄雄君

宮崎 茂一君

宮崎 茂一君

宮崎 茂一君

補欠

大出 俊君

早川 勝君

伊藤 忠治君

早川 勝君

伊藤 忠治君

綿貫 民輔君

北村 直人君

谷垣 禎一君

井出 正一君

奥野 一雄君

金子 みつ君

近藤 鉄雄君

大野 明君

木村 義雄君

伊藤 忠治君

大原 亨君

井出 正一君

北村 直人君

谷垣 禎一君

奥野 一雄君

金子 みつ君

石渡 照久君

海部 俊樹君

佐藤 信二君

中山 太郎君

綿貫 民輔君

大野 明君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

宮崎 茂一君

近藤 鉄雄君

宮崎 茂一君

宮崎 茂一君

宮崎 茂一君

通信委員

園田 博之君

宮崎 茂一君

伊藤 忠治君

江口 一雄君

小川 元君

早川 勝君

伊藤 忠治君

早川 勝君

上田 利正君

小澤 克介君

小澤 克介君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

補欠

江口 一雄君

小川 元君

早川 勝君

園田 博之君

園田 博之君

伊藤 忠治君

早川 勝君

伊藤 忠治君

小澤 克介君

小澤 克介君

上田 利正君

小澤 克介君

上田 利正君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

大原 亨君

金子 みつ君

昭和六十三年四月十五日 衆議院會議録第十六号

朗読を省略した議長報告 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付) 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(参議院回付)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(田口健二君外十一名提出、衆法第七号)

港灣労働法案(内閣提出第三六号)

付託

以上二件 社会労働委員会

(議案送付)

一、昨十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

半島振興法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めの件

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めの件

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

原子爆弾被爆者等援護法案(田口健二君外十一名提出)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和六十三年四月十五日 参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

附則

この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十三年二月十九日 内閣総理大臣 竹下 登

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を

「第一章 総則(第一条―第二条の二) 第二章の二 放送番組の編集等に関する通則(第三条―第六条の二)」に、「第三章 一般放送

事業者(第五十一条―第五十三條の二)」を「第三章 一般放送事業者(第五十一条―第五十三條) 章の二 雑則(第五十三條の二)―第五十三條の六」に改める。

第二条第二号の二の次に次の四号を加える。

二の三 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行つた放送でないものをいう。

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。

二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。

第二条第三号中「を目的として開設する」を「をする」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。

三の三 「一般放送事業者」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)及び放送大学学園(以下「学園」という。)以外の放送事業者をいう。

第二条の次に次の一条及び章名を加える。

(放送普及基本計画)

第二条の二 郵政大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、放送局の置局に関し、次の事項を定めるものとする。

一 放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができ得る機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由が得られるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)

三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる放送局の総体をいう。)の数の目標

3 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用制当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 郵政大臣は、前項の事情の変動により必要があるとき認めるときは、放送普及基本計画を変更することができる。

5 郵政大臣は、放送普及基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

第一章の二 放送番組の編集等に関する通則

第三条の次に次の四条を加える。

(国内放送の放送番組の編集等)

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようになししなければならない。

3 放送事業者は、教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その

放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようになししなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようになししなければならない。

4 テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようになししなければならない。

第三条の三 放送事業者は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組審議機関)
 第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議す

るほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じた答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用を努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

(番組基準等の規定の適用除外)
 第三条の五 前二条の規定は、経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるところに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

第四条第一項中「(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「取消」を「取消し」に改める。
 第五条を次のように改める。

(放送内容についての事後措置)
 第五条 放送事業者は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後三週間以内に限

り、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しの放送の關係者が確認することができるように必要な措置をしなければならない。
 第一章の二中第六条の次に次の一条を加える。

(災害の場合の放送)
 第六条の二 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようになししなければならない。

第七条中「日本放送協会(以下単に「協会」という。)」を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送」に改める。
 第九条第一項第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。
 - イ 中波放送
 - ロ 超短波放送
 - ハ テレビジョン放送
- ニ 次に掲げる多重放送
 - (1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。)
 - (2) テレビジョン音声多重放送(音声その他の音響を送るテレビジョン多重放送をいう。)

官 報 (号 外)

(3) テレビジョン文字多重放送(文字、図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)

第九条第一項に次の一号を加える。

三 国際放送を行うこと。

第九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前項第三号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。

二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

第九条第二項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「放送大学学園(以下「学園」という。若しくは第五十一条に規定する一般放送事業者の用に供し、又は「を削り、同号を同項第三号とし、同項中第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、第十号を削り、同項第十一号中「に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたもの」を「に特に必要な業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条中第七項を削り、第六項を第九項とし、同条第五項中「協会の他の」を「同項及び第二項の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

8 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第九条第四項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備(協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。)を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務
その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

第九条の二を削り、第九条の三中「その業務」を「前条第一項又は第二項の業務に、「協会の」を「前条第一項又は第二項の」に改め、同条を第九条の二とする。

第十四条中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第三条の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画
第十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 土地の信託
第二十三条第三項中「会長」の下に「及び監事」を加える。

第二十六条第四項中「監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する」を「監査する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、前項の規定による監査の結果を経営委員会に報告するものとする。

第二十八条第一項を次のように改める。
会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十二条第一項ただし書中「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送をいう。」を「テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。」若しくは「多重放送」に改める。

第三十三条第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

第三十三条に次の一項を加える。

3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「作成し」の下に「これに監事の意見を添え」を加え、同条第二項中「附し」を「付すとともに同項の監事の意見を添え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定により作成した業務報告書を各事務所において置かなければならない。

第三十九条の見出しを「(支出の制限等)」に改め、同条中「及び第二項並びに第九条の二」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会は、第九条第三項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第四十条第一項中「損益計算書」の下に「(以下この条において「財務諸表」という。)」を、「作成し」の下に「これに監事の意見を添え」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

第四十四条の見出し中「国内放送の」を削り、同条第一項中「当つては」を「当たつては」、第三条の二第一項に定めるところによるほか」に改め、同項第一号中「よい」を「良い」に改め、同項第三号中「わが国」を「我が国」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第三条の二第二項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。

4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資

するとともに、海外同胞に適切な慰安を与え
るようにならなければならない。

第四十四条第五項及び第六項並びに第四十四
条の二を削る。

第四十四条の三の前の見出し中「国内放送の」
を削り、同条第一項中「国内放送の放送番組の
適正を図るため」を「第三条の四第一項の審議
機関として、国内放送に係る」に改め、「地方審
議会」という。の下に「並びに国際放送に係る
国際放送番組審議会(以下「国際審議会」とい
う。)」を加え、同条第三項及び第四項を削り、
同条第五項中「七人以上」の下に「国際審議会
委員十人以上」を加え、同項を同条第三項とし、
同条第六項中「中央審議会」の下に「及び国際審
議会」を加え、同項を同条第四項とし、同条中
第七項を第五項とし、同条に次の三項を加え、
同条を第四十四条の二とする。

6 第三条の四第二項の規定により協会の諮問
に応じて審議する事項は、中央審議会にあつ
ては国内放送に係る同条第三項に規定するも
の及び全国向けの放送番組に係るもの、地方
審議会にあつては第二項に規定する地域向け
の放送番組に係るもの、国際審議会にあつて
は国際放送に係る第三条の四第三項に規定す
るもの及び国際放送の放送番組に係るものと
する。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送
番組の編集及び放送に関する計画を定め、又
はこれを変更しようとするときは、地方審議
会に諮問しなければならない。

8 第三条の四第二項の規定により協会に対し
て意見を述べることが出来る事項は、中央審

議会及び地方審議会にあつては国内放送の放
送番組に係るもの、国際審議会にあつては国
際放送の放送番組に係るものとする。

第四十四条の四から第四十四条の七まで及び
第四十五条の二を削る。

第四十七條第二項ただし書中「第九條第二項
第八号」を「第九條第二項第四号又は第三項第
一号」に改める。

第四十八條及び第四十九條を次のように改め
る。

第四十八條及び第四十九條 削除
第四十九條の二及び第四十九條の三を削る。
第五十條の二を次のように改める。

(放送番組の編集等)
第五十條の二 第三条の二第二項及び第四項、
第三条の三、第三条の四並びに第六條の二の
規定は、学園には、適用しない。

2 第四十三條及び第四十六條の規定は、学園
に準用する。

第五十一條及び第五十一條の二を次のように
改める。
(放送番組審議機関)

第五十一條 一般放送事業者の審議機関は、委
員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者
の審議機関にあつては、郵政省令で定める七
人未満の員数)以上をもつて組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識
経験を有する者のうちから、当該一般放送事
業者が委嘱する。
3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域
(電波法第十四條第三項第三号の放送区域を
いう。以下この項において単に「放送区域」と

いう。)と他の一般放送事業者の放送区域とが
重複する場合において、その重複する部分が
当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の
三分の二以上に当たるとき、又はその重複す
る部分の放送区域内の人口が当該いずれかの
一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の
二以上に当たるときは、これらの一般放送事
業者は、共同して審議機関を置くことができ
る。この場合においては、前項の規定による
審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送
事業者が共同して行う。

(広告放送の識別のための措置)
第五十一條の二 一般放送事業者は、対価を得
て広告放送を行う場合には、その放送を受信
する者がその放送が広告放送であることを明
らかに識別することができるようにしなけれ
ばならない。

第五十一條の三を削る。
第五十二條の三の次に次の見出し及び四條を
加える。
(有料放送)

第五十二條の四 有料放送(契約により、その
放送を受信することのできる受信設備を設
置し、当該受信設備による受信に際し料金を支
払う者によつて受信されることを目的とし、
当該受信設備によらなければ受信することが
できないように行われる放送をいう。以
下同じ。)を行う一般放送事業者(以下「有料放
送事業者」という。)は、当該有料放送の役
務の料金その他の提供条件について契約約款を
定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。
当該契約約款を変更しようとするとき

も、同様とする。
2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号
に適合していると認めるときは、同項の認可
をしなければならない。
一 役務の料金が業務の能率的な運営の下に
おける原価に照らし妥当なものであること。
二 有料放送事業者及びその受信者(有料放
送事業者との間に有料放送の役務の提供を
受ける契約を締結する者をいう。第五十二
條の七において同じ。)の責任に関する事項
が適正かつ明確に定められているものであ
ること。
三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをす
るものでないこと。

3 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた
契約約款以外の提供条件により有料放送の役
務を提供してはならない。
4 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた
契約約款を営業所その他の事業所において公
衆の見やすいように掲示しておかなければな
らない。

第五十二條の五 何人も、前条第一項の認可を
受けた契約約款に基づき、有料放送事業者と
その有料放送の役務の提供を受ける契約をし
なければ、当該有料放送を受信することので
きる受信設備により当該有料放送を受信して
はならない。

第五十二條の六 有料放送事業者は、正当な理
由がなければ、その有料放送の役務の提供を
拒んではならない。

第五十二条の七 郵政大臣は、有料放送の役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、第五十二条の四第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第五十三条を削り、第五十三条の二を第五十三条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 雑則

(資料の提出等)

第五十三条の二 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三条の三 郵政大臣は、多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行う一般放送事業者に対し、その超短波放送又はテレビジョン放送の放送設備を多重放送の用に供するための計画(放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。)の策定及びその提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の四 郵政大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第九条第七項(第三十三条第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、同条第八項(任意業務の認可)、第九条の二(宇宙開発事業団等への出資の認可)、第十一條第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)(放送の廃止又は休止の認可)、第四十七条(放送設備の譲渡等の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の契約約款の認可)又は第五十二条の七(有料放送の役務の契約約款の変更認可申請命令)の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

2 前項各号の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(勧告)

第五十三条の五 電波監理審議会は、前条第一項各号の事項その他放送の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重し必要な措置をしなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第五十三条の六 電波法第七章及び第一百五條の規定は、この法律の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

第五十四条第四項中「賄ふ」を「わいる」に、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第五十五条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「及び第二項並びに第九條の二第一項及び第二項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)」を「から第三項まで及び第三十三條第二項に改め、同条第二号中「第九條の二第三項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第九條の三」を「第九條第七項(第三十三條第三項において準用する場合を含む。)、同条第八項、第九條の二」に、「第五十條の二第二項」を「第五十條の二第二項」に改め、同条第三号中「第三十九條第一項」に改める。

第五十六条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第五十六條の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の四第一項の規定による認可を受けた契約約款によらないで、有料放送の役務を提供した者

二 第五十二条の六の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

三 第五十二条の七の規定による命令に違反した者

第五十六条の三 第五十二条の四第四項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十七條第一項中「前條」を「前三條」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「同條」を「各本條」に改め、同条第二項中「前條第二項」を「第五十六條第二項」に改める。

第五十八條中「基く」を「基づく」に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の二第二項」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第五十九條中「第四十九條の二(第五十條の二第三項及び第五十三條において準用する場合を含む。)」を「第五十三條の二」に、「一万円」を「十万円」に改める。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「前條」を「前條第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「割当」を「割当て」に改め、同項第四号中「の外」を「のほか」に改め、「無線局」の下に「(放送をするものを除く。)」を加え、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 郵政大臣は、前條第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 郵政大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必

要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

四 前三号に掲げるものほか、郵政省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の

二 第二項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という。)の達成に資することとなるように、第二十六条の規定により作成された表に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。)の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 郵政大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 郵政大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第八条第一項中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加える。
第九条第三項中「きたす」を「来す」に、「且つ」を「かつ」に改め、「第七条第一項第一号」の下に

「又は第二項第一号」を加える。

第十三条第一項中「(放送を目的とする無線局については、三年)をこえない」を「をこえない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三条の二中「第九条第一項第一号ロ」を「第二条第二号の四」に、「テレビジョン放送(同号)のテレビジョン放送」を「テレビジョン放送(同条第二号の五のテレビジョン放送)」に、「同号ニ」を「同条第二号の六」に改める。
第九十九条の二中「処分並びに」の下に「放送法」を加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第四号」の下に「及び第二項第四号」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 第七条第三項又は第四項の規定により放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするとき。

第九十九条の十一第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。
第九十九条の十二中「第二号」を「第三号」に改める。

第九十九条の十四中「前章」の下に「放送法第五十三条の六」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十三条第三項、第二十六条、第二十八条第一項、第三十八条及び第四十条の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(修理業務に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という。)第九条第二項の規定に基づきこの法律の施行前に日本放送協会(以下「協会」という。)が委託を受けた同項第十号の業務については、なお従前の例による。
(役員)の任期に関する経過措置

第三条 第二十八条第一項の改正規定の施行の際現に協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
(業務報告書等の提出に関する経過措置)

第四条 協会の昭和六十二年四月に始まる事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という。)第三十八条及び第四十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(旧法等の規定に基づく処分等の効力)

第五条 この法律の施行前に、旧法又は第二条の規定による改正前の電波法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法又は第二条の規定による改正後の電波法(以下「新法等」という。)中にこれに相当する規定があるときは、新法等の規定によりしたものとみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(公職選挙法の一部改正)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五十条第一項中「第九条第一項第一号イ」を「第二条第二号の三」に、「同号ハ」を「同条第

二号の五」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)
第八条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「第四十四条第三項」を「第三条の二第一項」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)
第九条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第九条第一項第一号ハ」を「第二条第二号の五」に、「第四十四条第六項」を「第三条の二第四項」に、「第四条第一項」を「第二条第三号の二」に改める。

第十七条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三項の三、第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第三条の三第二項中「郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない」とあるのは、「これを公表しなければならない」と読み替えるものとする。

第十七条第四項を次のように改める。
4 放送法第三条の四第二項から第四項まで並びに第五十一条第一項及び第二項の規定は、審議機関について準用する。この場合において、同法第三条の四第二項中「放送事業者の諮問に及び、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し」とあるのは、「次項の規定による有線テレビジョン放

送事業者の諮問に応じて答申するほか、放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは」と、同法第五十一条第一項中「委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七人未満の員数)」とあるのは「委員七人」と、同条第二項中「当該一般放送事業者が委嘱する。」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者が委嘱する。」の場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てることができるものと、当該役員又は職員をもつて充てられた委員以外の委員は、当該有線テレビジョン放送の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ。」と、それぞれ読み替へるものとする。

第二十五条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二を」第三条の二第一項、第三条の三、第四条に、「第四十四条の四第一項若しくは第三項」を「第三条の四第三項若しくは第四項」に改める。

理由

放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関し所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関し所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 放送法の一部改正関係

(一) 放送普及及基本計画に関する事項

(1) 郵政大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放送普及基本計画には、放送を国民に最大限に普及させるための指針等放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることとする。

(二) 放送番組に関する事項

(1) テレビジョン放送並びに日本放送協会(以下「協会」という。)の中波放送及び超短波放送について、放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならないこととする。

(2) 放送事業者は、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)が答申し、又は意見

を述べた事項があるときは、その概要を公表しなければならないこととする。と等審議機関に関する規定を整備すること。

(3) 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的のための一定の放送を専ら行う放送事業者については、番組基準の制定及び審議機関の設置を要しないこととする。

(三) 協会に関する事項

(1) 協会の目的について、豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うほか、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務及び国際放送を行うことを明らかにすること。

(2) 協会は、郵政大臣の認可を受けて、その保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸すること等の業務を行うことができることとし、これらの業務に係る経理については、その他の経理とは区分して整理しなければならないこととする。

(3) 理事及び監事の任期を二年とすること。

(4) 協会が郵政大臣に提出する毎事業年度業務報告書、財務諸表には、監事の意見書を含めなければならないこととする。

(四) 有料放送に関する事項

(1) 有料放送を行う一般放送事業者は、有

料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

(2) 何人も、契約約款に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、当該有料放送を受信してはならないこととする。

(3) 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の役務の提供を拒んではならないこととする。

(4) 郵政大臣は、有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができることとする。

(四) その他

その他規定の整備をすること。

2 電波法の一部改正関係

(一) 免許の申請の審査に関する事項

(1) 郵政大臣は、放送局の免許の申請について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画(以下「使用計画」という。)に基づいて、周波数割当ての可能性を審査することとする。

(2) 使用計画は、放送普及基本計画で定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

(一) 免許の有効期間に関する事項

放送局の免許の有効期間について、五年を超えない範囲内において郵政省令で定めることとする。

(二) その他

その他規定の整備をすること。

3

その他規定の整備をすること。

4 施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、協会の理事及び監事の任期に関する放送法の改正規定等については、昭和六十三年八月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設ける等放送に関する法制の整備を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年四月十四日

通信委員長 塚原 俊平

衆議院議長 原 健三郎殿

(別紙)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 放送普及基本計画の策定に当たっては、広く

昭和六十三年四月十五日 衆議院会議録第十六号

国民の意向を踏まえるとともに、放送の多様性、地域性、集中排除の理念の確保に十分配慮し、放送の計画的な普及発達に資するような内容のものとする。

一 放送法の施行に当たっては、国民の意向を十分反映するとともに、放送事業者の放送番組集の自由を最大限に尊重すること。

一 今後、高度情報社会における国民のニーズの多様化、高度化が一層推進することを受けて、国民の意向を踏まえて新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。

なお、必要の都度、適時適切に対処すること。

一 放送の有する社会的機能の重要性にかんがみ、放送の地域間格差の早期是正及び難視聴の解消を図り、放送の普及の推進に一層努めること。

一 日本放送協会の業務の拡大に当たっては、その公共的性格に十分配慮すること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十三年二月九日

内閣総理大臣 竹下 登

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第五章 費用等を「第四章の二 指定市町村の安定化計画(第六十八条の二)」に改める。

第九條第三項中「第七十二條の二」を「第七十二條の三」に改める。

第四十二條第一項第一号中「被保険者」の下に「(以下)一般被保険者」という。を加える。

第五十條第一項中「第十一項」の下に「並びに第五十四條の二第三項」を加える。

第五十四條の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する場合において、被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、保険者は、療養費を支給するものとする。

第五十四條の二第二項の次に次の二項を加える。

第九條第三項中「第七十二條の二」を「第七十二條の三」に改める。

第四十二條第一項第一号中「被保険者」の下に「(以下)一般被保険者」という。を加える。

第五十條第一項中「第十一項」の下に「並びに第五十四條の二第三項」を加える。

第五十四條の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する場合において、被保険者が被保険者資格証明書を提出しないで療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受け、被保険者資格証明書を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、保険者は、療養費を支給するものとする。

第五十四條の二第二項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により支給する療養費は、特別療養費と称する。

3 第三十六條第二項から第六項まで、第四十條、第四十一條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十八條、第四十九條並びに第五十三條第二項及び第五項の規定は、療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給並びに当該療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について準用する。この場合において、第五十三條第二項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」とし、「健康保険法第四十四條第二項」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場

合は健康保険法第四十三條ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めの場合により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四條第二項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 指定市町村の安定化計画

第六十八條の二 厚生大臣は、毎年度につき、政令の定めるところにより、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用(以下この条において「療養者の給付等に要する費用」という。)の額が被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額となると見込まれる市町村であつて、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定市町村として指定する。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、都道府県の意見を聴かなければならない。

3 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画(以下「安定化計画」という。)を定めるとともに、その安定化計画に従い、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を講じなければならない。

4 指定市町村は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、他の市町村、組合、第六條第一

合は健康保険法第四十三條ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めの場合により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四條第二項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 指定市町村の安定化計画

第六十八條の二 厚生大臣は、毎年度につき、政令の定めるところにより、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用(以下この条において「療養者の給付等に要する費用」という。)の額が被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額となると見込まれる市町村であつて、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定市町村として指定する。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、都道府県の意見を聴かなければならない。

3 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画(以下「安定化計画」という。)を定めるとともに、その安定化計画に従い、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を講じなければならない。

4 指定市町村は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、他の市町村、組合、第六條第一

合は健康保険法第四十三條ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めの場合により、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合は同法第四十四條第二項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 指定市町村の安定化計画

第六十八條の二 厚生大臣は、毎年度につき、政令の定めるところにより、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用(以下この条において「療養者の給付等に要する費用」という。)の額が被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額となると見込まれる市町村であつて、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められるものを指定市町村として指定する。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、都道府県の意見を聴かなければならない。

3 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画(以下「安定化計画」という。)を定めるとともに、その安定化計画に従い、療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を講じなければならない。

4 指定市町村は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、他の市町村、組合、第六條第一

号から第三号までに掲げる法律の規定による
 保険者又は共済組合その他の関係者との連携を
 図ることにより、その効果的な実施に努めるも
 のとする。

5 都道府県は、指定市町村に対して安定化計画
 の作成に必要の助言及び指導を行うとともに
 に、安定化計画の達成に必要な措置を定め、当
 該措置に基づいて必要な施策を実施しなければ
 ならない。

6 国は、指定市町村に対しては安定化計画の作
 成に關し、都道府県に対しては前項に規定する
 措置に關し必要の助言及び指導を行うとともに
 に、安定化計画の達成に必要な措置を講じなけ
 ればならない。

第七十条第一項中「老人保健法の規定による医
 療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」とい
 う。)」を「老人保健医療費拠出金に改め、同項各
 号中第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者」
 を「一般被保険者」に改め、同条に次の三項を加え
 る。

3 第六十八条の二第一項の規定により指定を受
 けた市町村であつて、当該指定に係る年度(以
 下「指定年度」という。)の第一号に掲げる額が指
 定年度の第二号に掲げる額に政令で定める率を
 乗じて得た額を超えるものに対して指定年度の
 翌々年度において国が負担する額は、前二項の
 規定により算定した額からその超える額(その
 額が国民健康保険事業の運営に与える影響の程
 度その他の事情を勘案して政令の定めるところ
 により算定した額を超えるときは、当該算定し
 た額。以下「基準超過費用額」という。)の百分の
 四十に相当する額を控除した額とする。

一 次に掲げる額の合算額(災害その他の政令
 で定める特別の事情により当該合算額が多額
 となつたときは、当該合算額から当該事情に
 より多額となつた部分の額として政令の定め
 るところにより算定した額を控除した額)

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要した
 費用の額から当該給付に係る一部負担金に
 相当する額を控除した額並びに特定療養
 費、療養費及び高額療養費の支給に要した
 費用の額の合算額

ロ 老人保健法の規定による確定医療費拠出
 金の額

二 次に掲げる額の合算額

イ 政令の定めるところにより、年齢階層ご
 とに、当該年齢階層に係る平均一人当たり
 給付額に当該市町村の当該年齢階層に属す
 る一般被保険者(老人保健法の規定による
 医療を受けることができる者を除く。)の数を
 乗じて得た額の合算額として算定した額

ロ 政令の定めるところにより、年齢階層ご
 とに、当該年齢階層に係る平均一人当たり
 老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層
 に属する被保険者(老人保健法の規定によ
 る医療を受けることができる者に限る。)の
 数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村
 に係る指定年度の同法第五十六条第二項の
 確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の
 七に相当する額として算定した額

4 前項の政令で定める率は、すべての市町村に
 係る同項第二号に掲げる額に対する同項第一号
 に掲げる額の比率の状況等からみて、その比率
 が著しく大きい指定市町村について同項の規定

が適用されるように定めるものとする。

5 第三項第二号イの「平均一人当たり給付額」と
 は、すべての市町村の一般被保険者(老人保健
 法の規定による医療を受けることができる者を
 除く。)に係る同項第一号イに掲げる額の合算額
 を当該一般被保険者の数で除して得た額をい
 い、同項第二号ロの「平均一人当たり老人医療
 費額」とは、同法第四十七条の規定により支弁
 が行われたすべての市町村の被保険者(同法の
 規定による医療を受けることができる者に限
 る。)に対する同条に規定する医療等に要する費
 用の額の合算額を当該被保険者の数で除して得
 た額をいう。

第七十二条第二項中「見込額」の下に「から前々
 年度の基準超過費用額の合算額を控除した額」を
 加える。

第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十
 二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の次
 に次の一条を加える。

(国民健康保険に關する特別会計への繰入れ等)
 第七十二条の二 第七十条第三項に規定する市町
 村は、指定年度の翌々年度において、政令の定
 めるところにより、一般会計から、当該指定年
 度の基準超過費用額の二分の一に相当する額を
 国民健康保険に關する特別会計に繰り入れなけ
 ればならない。

2 国及び都道府県は、政令の定めるところによ
 り、前項の規定による繰入金金の三分の一に相当
 する額をそれぞれ負担する。

第七十四条中「第七十二条」の下に「第七十二
 条の二第二項」を加える。
 第七十五条中「市町村は」の下に「第七十二条

の二第二項に規定するもののほか」を加える。

第八十一条の十第一項第二号中「第七十二条の
 二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改める。
 第八十一条の十一中「第七十二条の三第一項」を
 「第七十二条の四第一項」に改める。
 第七十二条の四第一項に改める。
 第七十二条の四第一項に改める。
 第七十二条の四第一項に改める。
 第七十二条の四第一項に改める。
 第七十二条の四第一項に改める。

第七十二条の次に次の一条を加える。
 (指定市町村に産置分合があつた場合の特例)
 第六十八条の二 第六十八条の二第一項の規定に
 より指定を受けた市町村につき産置分合があつ
 た場合における当該産置分合に係る市町村につ
 いての第七十条及び第七十二条の二第一項の規
 定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。
 附則に次の九項を加える。

11 市町村は、その行う国民健康保険の財政の基
 盤の安定に資するため、昭和六十三年及び昭
 和六十四年度において、政令の定めるところに
 より、一般会計から、所得の少ない者について
 条例の定めるところにより行う保険料の減額賦
 課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民
 健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る
 当該年度分の保険料又は同法の規定による国民
 健康保険税につき減額した額の総額を基礎と
 し、国民健康保険の財政の状況その他の事情を
 勘案して政令の定めるところにより算定した額
 を国民健康保険に關する特別会計に繰り入れな
 ければならない。

12 国は、昭和六十三年及び昭和六十四年度に
 おいて、前項の規定による繰入金金の二分の一に
 相当する額を負担する。

13 都道府県は、昭和六十三年及び昭和六十四

年度の二第二項に規定するもののほか」を加える。

14 昭和三十三年度における第七十条の規定による国の負担については、同条第一項第一号中「合算額」とあるのは「合算額から昭和六十三年度における附則第十一項の規定による繰入金に相当する額を控除した額」と、同項第二号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）附則第六条の規定による昭和六十三年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額」という。）と、昭和三十三年度概算医療費拠出金の額」とあるのは「前号に規定する合算額」と、「率を乗じて得た額」とあるのは「率（以下「給付率」という。）を乗じて得た額から昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額を控除した額に十分の四を乗じて得た額との合算額（同法附則第四条の規定による概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額」という。）が同法附則第五条の規定による確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額とその超える額に係る老人保健法第五十四条第二項の規定による調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額に七分の十を乗じて得た額に給付率を乗じて得た額を当該合算額から控除するもの」とし、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額に七分の十を乗じて得た額に給付率を乗じて得た額を当該合算額から控除するもの」とする。）とする。」とする。

15 前項の規定は、昭和六十四年度における第七十条の規定による国の負担について準用する。この場合において、同項中「昭和六十三年度における」とあるのは「昭和六十四年度における」と、「昭和六十三年度の」とあるのは「昭和六十四年度の」と、「昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額」とあるのは「昭和六十四年度概算医療費拠出金の額」と、「同法附則第四条の規定による」とあるのは「同法附則第六条、第九条第一項及び第十條の規定により算定される昭和六十二年年度の」と、「昭和六十一年度概算医療費拠出金の額」とあるのは「昭和六十二年年度概算医療費拠出金の額」と読み替えるものとする。

16 昭和六十三年度における第七十二条の規定による調整交付金については、同条第二項中「第七十条第一項各号」とあるのは、「附則第十四項の規定により読み替えられた第七十条第一項各号」とする。

17 前項の規定は、昭和六十四年度における第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第十四項」とあるのは、「附則第十五項において準用する附則第十四項」と読み替えるものとする。

18 昭和六十五年及び昭和六十六年度における第七十条の規定による国の負担及び第七十二条の規定による調整交付金に關し、第十四項から前項までの措置に伴い必要な第七十条及び第七十二条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

19 国及び都道府県は、高額の医療に關する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、昭和六十三年及び昭和六十四年度において、その会員である市町村に対して高額の医療に關する給付に係る交付金を交付する事業を行う連合会に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 改正後の国民健康保険法（以下「新法」という。）第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養及び当該療養に係る療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養及び当該療養に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 昭和六十三年年度につき新法第六十八條の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して国が昭和六十五年において同項の規定により負担する額については、同項中「百分の四十に相当する額を控除した額」とあるのは、「百分の二十に相当する額を控除した額」とする。

2 昭和六十五年における新法第七十二条の規定による調整交付金の総額については、同条第二項中「前々年度の基準超過費用額の合算額」とあるのは、「昭和六十三年年度の基準超過費用額の合算額の二分の一に相当する額」とする。

3 第一項に規定する市町村の昭和六十五年における新法第七十二条の二第一項の規定による繰入れについては、同項中「二分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

4 昭和六十三年及び昭和六十四年度につき新法第六十八條の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロ中「合算額に」とあるのは「合算額に百分の十を乗じて得た額と、当該合算額の百分の九十に相当する額に」と、「十分の七」とあるのは「十分の七」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條第一項第一号中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「第七十条に規定する額」を「第七十条第一項及び第二項の規定により算定した額」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第六条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「特定療養費又は

昭和六十三年四月十五日 衆議院會議録第十六号

国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

六四〇

家族療養費」を「特定療養費、家族療養費又は特別療養費(国民健康保険法第五十四条の第二項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。)」に、「又は家族療養費の額」を、「家族療養費の額又は特別療養費の額」に改め、「相当する部分」の下に「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前行われた前条の規定による改正前の同法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の第十四第一項中「特定療養費又は家族療養費」を「特定療養費、家族療養費又は特別療養費(国民健康保険法第五十四条の第二項に規定する特別療養費をいう。以下本項において同じ。)」に、「又は家族療養費の額」を、「家族療養費の額又は特別療養費の額」に改め、「相当する部分」の下に「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の地方税法第七

十二条の第十四第一項及び第七十二条の十七第一項の規定は、施行日以後に行われる前条の規定による改正後の同法第七十二条の第十四第一項に規定する療養の給付について適用し、施行日前行われた前条の規定による改正前の同法第七十二条の第十四第一項に規定する療養の給付については、なお従前の例による。

理由

国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、療養の給付等に要する費用が著しく多額となつて見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとする。昭和六十三年及び昭和六十四年度における国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置、高額医療費共同事業を行う国民健康保険団体連合会に対する国及び都道府県の助成等について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、療養の給付等に要する費用が著しく多額となつて見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、その計画の達成のために、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずることとする。昭和六十三年及び昭和六十四

年度における保険財政の基盤の安定のための措置及び高額医療費共同事業に対する助成等について所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 指定市町村(厚生大臣が毎年度につき指定する療養の給付費等が著しく多額な市町村をいう。以下同じ)は、安定化計画を定めるとともに、他の保険者等と連携を図りつつ、安定化計画に従い、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講ずることとする。この場合において、国及び都道府県は、安定化計画の作成に必要な援助及びその達成に必要な措置を講ずることとする。

2 安定化計画の実施状況を踏まえ、指定市町村の療養の給付費等が特別の事情を勘案してもなお年齢構成等を基に定める基準を超える場合、その超える給付費等の一定部分について、指定年度の翌々年度において、国、都道府県及び市町村はそれぞれ六分の一ずつ負担することとする。

3 昭和六十三年及び昭和六十四年度において、市町村は、保険料(税)の軽減相当額を基礎として算定した額を一般会計から繰り入れることとし、国はその額の二分の一を、都道府県はその額の四分の一をそれぞれ負担することとする。

4 国及び都道府県は、昭和六十三年及び昭和六十四年度において、国民健康保険団体連合会に対し、高額医療費共同事業に要する費用の一部を補助することができることとする。

5 被保険者資格証明書の交付を受けている場合の療養について、社会保険診療の扱いとすることその他老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率を調整する等所要の改正を行うこと。

6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、療養の給付等に要する費用が著しく多額となつて見込まれる市町村に安定化計画を作成させ、その計画の達成のために、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずることとする。に、保険財政の基盤の安定等のための措置を講ずることは時宜に適するものと認め、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の国庫負担の改正による支出減は四百五十億円の見込みであるが、別途地方財政対策としての地方交付税の特例加算措置(自治省所管)により、昭和六十三年年度一般会計予算で百億円の支出増の見込みである。

昭和六十三年四月十四日

社会労働委員長 稲垣 実男

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、^{公布の日}昭和六十三年四月一日から施行する。

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 長寿社会を展望した国民福祉の将来ビジョンを明確にするよう努めること。

二 昭和六十四年度においても、昭和六十三年度と同様に地方公共団体の負担について、所要の財源措置を講ずること。

三 改正後の国民健康保険事業の運営の状況を踏まえ、地方財政に支障が生じないよう、国民健康保険の安定的運営のために必要な助成に努めること。

四 国民健康保険制度の長期的安定を図るために必要な措置について、国と地方の役割分担等を含め幅広く検討を行い、その結果に基づいて、昭和六十五年度から抜本改革を行うこと。

五 医療保険制度の給付と負担の公平化を図るに当たっては、各制度において運営の安定化を確保するなどその条件整備に努めること。

六 国民健康保険組合について、今後とも健全な運営が図られるよう十分配慮すること。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和六十三年二月二日

内閣総理大臣 竹下 登

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十七年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年年度までの各年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年年度に係る規定は、昭和六十三年年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十三年年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年年度までの各年度」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

4 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第一号に掲げるものについては昭和六十年年度及び昭和六十一年年度から昭和六十三年年度までの各年度の特別に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年年度及び昭和六十一年年度及び昭和六十二年度」を「第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十年年度及び昭和六十一年年度から昭和六十三年年度までの各年度」に改める。

附則第七項中「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年年度までの各年度」に、「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年年度まで」に改める。

理由

児童又は生徒が急増している地域にある公立の小学校又は中学校の施設の整備を促進するため、昭和六十三年年度から昭和六十七年度まで、引き続き、これらの学校の校舎の新築又は増築に要する経費に係る国の負担割合を引き上げる措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

の特例措置を継続しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 児童生徒急増市町村が設置する小・中学校校舎の新・増築費に係る国の負担割合の特例措置(三分の二)を昭和六十七年度まで継続すること。ただし、その負担割合は、昭和六十三年度にあつては、十分の五・五とすること。

2 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

3 その他関係法律の規定を整備すること。

議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認められるが、施行期日について修正を行う必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同山原健二郎君外一名から、国の負担割合の特例措置の完全実施を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、中島文部大臣より、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費

昭和六十三年年度一般会計予算に、公立文教の施設整備に必要な経費として、二十二億二千五百万円が計上されている。

右報告する。
昭和六十三年四月十五日
文教委員長 中村 靖
衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十三年四月十五日 衆議院会議録第十六号 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。

〔別紙〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

義務教育諸学校教育における施設の果たす役割の重要性にかんがみ、政府は次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 児童生徒急増市町村の小・中学校校舎の新増築費に係る国の負担割合の特例措置について、昭和六十四年度以降その完全実施に努めること。

二 児童生徒急増市町村等における小・中学校施設整備事業について、その必要事業量等の確保に努めること。

三 公立文教施設の整備については、教育方法の多様化への対応等その質的整備の充実に努めること。

四 危険建物改築事業に係る補助基準の緩和措置の恒常化に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 三(六七)四〇三

一定価一〇円部